

参考

最低制限価格の算出方法

「令和7年度 特定路線道路改良測量・設計業務委託 市道 藤山線・藤山2号線」における算出方法は以下のとおりとする。

ただし、算出後の額が予定価格の85%を超える場合は予定価格の85%の額とし、予定価格の80%に満たない場合は予定価格の80%の額とする。

1. 測量業務の部分

次に掲げる額（円未満は切捨て）の合計額（1,000円未満は四捨五入）とする。

- ① 直接測量費
- ② 測量調査費
- ③ 諸経費の60%

2. 設計業務の部分

次に掲げる額（円未満は切捨て）の合計額（1,000円未満は四捨五入）とする。

- ④ 直接人件費
- ⑤ 直接経費
- ⑥ その他原価の60%
- ⑦ 一般管理費等の75%

1 測量業務の最低制限価格 + 2 設計業務の最低制限価格 = 当業務最低制限価格